

# 中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO  
NAKASHIBETSU-CHO

5 No.521  
2006  
平成18年



## 「おにいさん、おねえさん、よろしくね」

町立丸山小学校に入学した新1年生代表児童が、「今日は、楽しみに待っていた入学式です。とてもうれしいです。おにいさん、おねえさん、一緒に遊んで下さい。」とかわいらしく挨拶をしていました。

発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
総務部企画課広報・調査係  
TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

中標津町ホームページの

URLは <http://www.nakashibetsu.jp>

メールは [nakasi-t@arens.or.jp](mailto:nakasi-t@arens.or.jp)

携帯サイトは <http://j.nakashibetsu.jp/>



# 暮らしができるよう

## 介護保険制度が 変わりました



介護保険制度は、高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らしを続けることができるよう、高齢者に必要な介護サービスを提供し社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から導入されています。

町では、高齢者が、生きがいを感じ、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、高齢者の方や実際に介護が必要と認定された方、さらに介護サービスを提供されている各事業者等からのアンケート調査等を実施し、町民で組織されている高齢者保健福祉計画策定委員会、介護保険運営協議会からの意見を基に、平成18年度から平成20年度までの期間の「高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この事業計画は、3年ごとに見直すこととされており、今回は、2015年の高齢者の姿を念頭に、そこに至る中間段階として位置づけるもので、第3期事業計画期間として、事業量を見込み介護保険料の改定を行ったほか、在宅の高齢者や家族介護者等への総合的・一体的支援の充実、介護予防の推進、地域密着型のサービス導入など、新たな事業を盛り込み実施することになります。



### 要支援・要介護認定の 区分が変わりました

要介護度区分の「要介護1」の方は、介護認定審査会において予防給付の適否の判定が行われ、新予防給付の対象となる「要支援2」と介護給付対象の「要介護1」に分けられます。

従来の  
認定区分

要支援

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

平成18年4月  
以降に認定し  
た方の区分

要支援1

要介護1

要支援2

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

予 防 給 付

要介護状態が軽く、生活機能が改善する  
可能性が高い人が受けるサービスです。

介 護 給 付

介護を必要とする人の生活を支える様々な  
介護サービスです。



# 住み慣れた地域での

## 介護保険料の改定額が決まりました

介護保険料算定の対象となる平成18年度から平成20年度までの3年間の計画では、現在のサービス水準に加えて、新たに認定される方など利用者の増加、第1号被保険者（65歳以上）の負担割合の増加（18%から19%に増加）、地域密着型サービスの創設によるサービスの増加などを見込んだ改定額となっています。保険料段階については、5段階から6段階へと細分化を図っています。

第1号被保険者にかかる新たな介護保険料基準額、各所得階層別の保険料年額は、次のとおりとなります。（ただし、高齢者の非課税措置の廃止（平成17年度税制改正）に伴い、新たに市町村民税が課される方及び市町村民税本人非課税となる方については、平成18年度から2年間については、負担の増加を一定程度抑えるという考え方に立ち、激変緩和措置がとられます。）



区 分	対 象 者	算 定 式	新保険料年額
第1段階 (旧第1段階)	生活保護の受給者及び世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額 × 0.5	24,800円 (21,800円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	基準額 × 0.5	24,800円
第3段階 (旧第2段階)	世帯全員が市町村民税非課税であって、保険料段階第2段階以外の方	基準額 × 0.75	37,200円 (32,700円)
第4段階 (旧第3段階)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	保険料基準額	49,600円 (43,600円)
第5段階 (旧第4段階)	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	62,000円 (54,500円)
第6段階 (旧第5段階)	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5	74,400円 (65,400円)

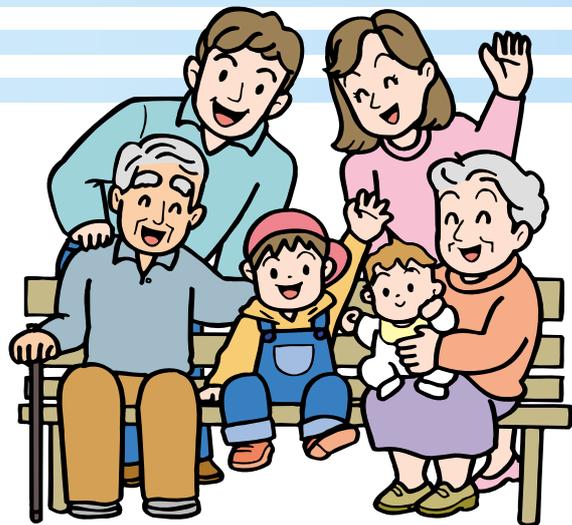
( )内の金額は、旧保険料

# 地域包括ケアを支える中核機関として 地域包括支援センターを 設置しました

地域包括支援センターは、「地域包括ケア」の考え方が基本となっています。

この地域包括ケアという考え方は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指すものです。その実現のためには、できる限り要介護状態にならないよう、予防のためのサービスを適切に提供し、要介護状態となっても、高齢者のニーズや状態の変化に応じた必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する必要があります。

地域包括支援センターは、こうした地域包括ケアを支える中核機関として、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活が送れるよう支援するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門職種を配置し、多職種が力を合わせ、その専門知識や技能を互いに生かしながら、相談からサービスの調整に至る機能を発揮するいわばワンストップサービスの拠点として、次の事業を行います。



## 1 「介護予防を目的とした事業」に参加していただくための計画を作成し提供します

要介護状態となることへの予防や軽減、悪化の防止が必要とされる高齢者を把握し、把握された高齢者を対象に、介護予防を目的とした運動器の機能向上等に効果があると認められる事業に参加していただくため、計画を作成し提供します。

## 2 総合相談・支援及び権利擁護の業務を行います

### (1) 地域ネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見だし、適切な支援につなぎ更なる問題の発生を防止するため、様々な関係者とのネットワークづくりをします。

### (2) 実態把握

様々な社会資源との連携や高齢者への個別訪問などにより、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行います。

### (3) 総合相談

サービスに関する情報提供や関係機関の紹介など初期段階での相談対応や、専門的・継続的な対応が必要と判断した場合には、個別の支援計画を作成し対応します。

### (4) 権利擁護

特に、権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の活用など必要なサービス等の利用を支援します。また、高齢者虐待への対応や消費者被害防止のための情報提供を行います。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援を行います

包括的・継続的なケアを実現するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の連携や、介護支援専門員が地域のサークル、老人クラブ、ボランティア活動など、地域社会資源を活用できるよう、連携・協力体制を整備します。

また、介護支援専門員の日常的業務が円滑に進められるための支援、資質向上を図る観点からの情報提供、支援困難事例についての指導助言等を行い、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するために後方支援を行います。

### 4 介護予防支援事業所としてケアマネジメントを実施します

要支援1及び要支援2と認定された方が、サービスを利用する際に計画を立てるケアマネジメントについては、基本的に地域包括支援センター職員等が行います。

## 介護予防事業がはじまります

要介護(支援)認定を受けていない方で、医師の診断等により介護予防のためのサービスが必要と認められた方を対象に、地域包括支援センターが中心となり介護予防事業として、次の事業を計画しています。

**通所型事業** 総合福祉センターにおいて運動器の機能向上等の効果がある事業(6月より開始予定)

**訪問型事業** 閉じこもり予防支援、認知症予防支援、うつ予防支援のための訪問事業(8月以降より開始予定)

## 介護保険制度の説明会を行います

介護保険制度の説明会を各町内会、老人クラブ等を対象に実施します。希望する団体は、福祉介護課介護保険係までご連絡ください。



お問い合わせ先について

- **介護保険全般に関すること**  
福祉介護課介護保険係  
(内線228・252・253)
- **地域包括支援センターに関すること**  
福祉介護課介護支援係  
(内線254・255・256)

# 中標津町 新行政改革

## 集中改革プランを策定

町の行政改革は、平成十年に策定した「第三次中標津町行政改革実施計画」に基づき、簡素で効率的な行政システムと健全な行政運営の確立に向け取り組んできました。

また、平成十五年から平成十八年までの新たな行政改革として、「中標津町経営再生プログラム」を策定し、協働型総合行政システム（小さな自治）を目指し、構造改革、歳出改革、意識改革を実施項目として、行財政改革を推進しています。

平成十七年三月に国が示した「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」に基づいて、今後の行政改革の推進において重点的に取り組む事項の具体的内容を示した「中標津町新行政改革」（集中改革プラン）を策定し今まで以上に行政改革に取り組んでいきます。

### これからの町のあり方

現在、進めている「中標津町経営再生プログラム」については、協働型総合行政システム（小さな自治）を目指し、平成十五年度より取り組みを行っており、構造改革の更なる推進、

歳出改革、意識改革の三項目を柱に実施し、平成十六年度においては、五千六十一万八千円の削減効果を上げ、定員適正化計画、特勤手当等の支給基準を国に準じるなどの行財政改革を実施してきましたが、国の「三位一体改革」の進展による交付税の減額が大きく、特に平成十九年度からの新たな交付税の算定措置により、現状の行政運営を続けて行くと累計で十八年度から二十二年度まで三十七億円程度の累積赤字が見込まれるなど、策定当時とは大きく状況が変化しており、新たな行財政改革を必要とする状況となっております。

このような状況から、経営再生プログラムの見直しも含めた第五次行政改革の推進（集中改革プラン）に当たっては住民と協働し、簡素で効率的な組織体制を確立し、危機意識と改革意欲を町長を始めとして職員全員で共有し取り組む必要があり、毎年度検証、見直しを行い、改革の状況について、みなさんに公表し改革を進めていきます。

### 行政改革の主要推進事項

一、事務・事業の再編、整理

(1) 時代の変化に対応し多様化する住民ニーズに応えるため、事務・事業には柔軟に対応する能力が求められるっており、行政が本来果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し事務事業の合理化を推進します。

(2) 行政評価制度については、すでに導入済みですが、共通の評価に基づき、その成果を次年度以降の事務事業の見直し、計画に反映させる等のサイクルの確立を行い、町政の運営、行政の透明性の向上を図るなど住民参加の町政を推進します。

二、民間委託等の推進

改正地方自治法に基づく指定管理者制度の活用は、行政運営の効率化と住民サービスの向上を図ることを目的として行うものです。

(1)平成十八年四月一日導入施設  
文化施設（一施設）・体育施設（七施設）・公園（三十三施設）・地域会館・集会所（十九施設）・その他（四施設）

(2)平成十九年以降検討施設

今回、導入を実施しなかった施設について随時検討を行い直営か

ら指定管理者へと移行します。

三、組織機構の見直し

多様化する行政ニーズに対応し、行政課題に総合的・機能的に対応できるよう、全ての組織・機構の見直しを行い、行政のスリム化と効率化に努め、適正な人員配置を行い業務全般に渡る見直し、町の行政課題に対する対応等を進め、責任所在の明確な町民に判りやすい組織とします。



#### 四、定員管理の適正化

町の職員数については、総務省の定める「定員モデル」と比較すると若干下回っていますが、これまでの第一次定員適正化計画及び現在の二次定員適正化の推進により退職者の不補充により職員数の削減を進めているところであります。平成十九年度以降は、職員の大規模退職を迎えることから退職者の三分の一補充として適正な職員数を指すこととしています。

一般職の職員数は、平成十八年四月一日時点で二百八十五名を平成二十二年四月一日において二百六十四名とします。

今後の採用予定

年度	前年度 定年退職者	新規採用 予定者	減員数
18年度	4	0	4
19年度	9	3	6
20年度	6	2	4
21年度	10	3	7

#### 五、給与・手当の適正化

職員給与については、退職時の特別昇給の廃止、特殊勤務手当の見直し、

更には独自に5%の給与の削減を行い総人件費の抑制を図ってきたところであります。

職員の給与制度については、町民の理解と支持が得られる給与制度・運用・水準を目指し、国の給与制度の改革に合わせて実施してきたところであり、特殊勤務手当については平成十六年において、すでに見直しを行い国の支給基準と同一としました。

今後も、国の給料表に沿った給与体系を維持し、職務や能力、実績を反映できる給与制度の構築を行います。

現在、定員・給与等については、毎年広報紙を通じて公表しているところですが、今後も、町民のみなさんに理解の得られる方法で随時公表を行います。

#### 六、人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することは重要な課題であり、「中標津町職員研修規則」に基づき総合的な人材育成に努めることとします。

#### 七、電子自治体の推進

情報セキュリティの確保に留意し、各種行政サービスを進め住民が利用しやすい電子自治体の構築を行います。

#### 八、第三セクターの見直し

中標津町土地開発公社、(株)中標津都市施設管理センター、根室中標津空港ビル(株)については、当初の出資のみであり、現在特に補助等を実施していないため、今後は、更なる自立運営に向けた監査等を行います。

#### 九、協働のまちづくりの推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するため、住民参加による公共的サービスの提供について検討を行い、地域との協働を実現するため、職員個々の意識改革や勤務体制の整備に取り組みます。

#### 十、財政の健全化

(1)経費の節減等財政の健全化  
経費については、更なる見直しを行い、歳出全般の効率化を進め限られた財源の配分につき重点化を図るとともに、税の収納向上、受益者負担の適正化など、町の自主財源の確保について努力し財政の健全化に努めます。

(2)収納額の向上、受益者負担の適正化  
地方財政を支える上で自主財源の確保は重要な課題となっております。町の自立促進のためにも町税等の収納に努めることはもちろん、手数料等受益者負担の適正化を促進し財源の確保に努めます。

(3)未利用財産の売却等について  
未利用財産は、毎年売却に関する検討を行い、現在貸付等を実施している土地についても積極的な売却を行います。

#### 十一、公営企業の健全化

現在、公営企業として病院事業、水道事業等がありますが、病院事業は大変厳しい状況にあり、経営の総点検を行い更なる健全経営に取り組みます。

また、水道事業は、幹線の老朽化も進み今後取り替え等の設備投資が必要となるため、病院事業同様に健全経営に取り組みなければなりません。

これら新行政改革を実行することにより、簡素で効率的な行政システムと健全な行政運営の確立に向けての取り組みを推進していきます。

具体的な改革項目の評価や今後の方向性については、行政評価制度を活用し毎年度、効果、効率等を確認しながら改革を推進します。

詳しい内容は、中標津町ホームページ(アドレスは、表紙参照)でご覧いただけます。





### 町内小中学校で 入学式が行われました



町内の小中学校で一斉に入学式が行われ、新入生は期待に胸を膨らませていました。

また、学校の統廃合により今年から俣落小学校の卒業生が仲間に加わり百三十一名が中標津中学校に入学しました。

式では、在校生の代表四人が気合の入った檄文で、新入生を歓迎していました。



### 交通安全を 呼びかける

入学式が行われたこの日、丸山小学校前では町長を先頭に新入学児童及び保護者に対して交通安全街頭啓発が行われました。  
この街頭啓発は、新入学児童が登下校時に交通事故に遭わないよう毎年実施されており、真新しいランドセルを背負って登校してきた新入学児童・保護者に啓発品を配布し、交通安全を呼びかけていました。



### 町立計根別幼稚園で新入園児を 迎える会が行われました

町立計根別幼稚園に、新しく十八名の園児が入園し、元気いっぱい楽しそうに友だちとおしゃべりしていました。  
入園式から一週間経ったこの日、年長児が中心となり、「新入園児を迎える会」が行われ、新入園児は、おにいさん、おねえさんの歓迎の紙芝居やゲームを楽しんでいました。



新しい医師が着任しましたので紹介します。  
出身大学 卒業年 専門

## 町立中標津病院



外科 医長  
崎濱 秀康  
(さきはま ひでやす)  
北海道大学  
平成六年  
外科一般



整形外科 医長  
依田 有八郎  
(よだ ゆつはちろう)  
北海道大学  
昭和四十四年  
整形外科一般

## 住民主体のまちづくり応援します!!

町及び北海道では、住民主体のまちづくりを応援するため、各種団体に補助金を交付しています。  
補助金の内容は次のとおりとなりますので、平成18年度中に事業を計画している団体は、お早めに経済振興課地域振興係までご相談ください。

### フロンティア事業推進補助金（町）

近年、生涯学習の推進などにより、教育、文化、スポーツ活動が活発化しつつありますが、まちづくりリーダーなど地域に根ざした人材確保が必要不可欠となっています。

まちづくりにおいては、地域住民の参加と協力が不可欠です。特に、地方分権が進展するなかで、個性的で魅力的なまちづくりを行うためには、住民が参画したまちづくり、住民が主体となったまちづくりが求められています。

このため、町ではフロンティア基金を活用し、住民参加のまちづくりの推進や人材育成に関連する事業の円滑な推進を図ることを目的とし、各分野における人材の育成及び町民が新たに取り組む事業など、自主的な活動に要する経費の一部を補助しています。

### 地域政策総合補助金（北海道）

根室支庁では、魅力ある地域づくりを進めるための施設整備や、地域の特色を活かした様々なまちづくり活動や文化・産業の振興などの取り組みに対し、予算の範囲内で支庁長から交付しています。昨年度の主な事業は、八労会が行った新たな食流通サービスの開発、商工会青年部による「なかまっぴ市場」、中標津青年会議所による「地域ビジョンフォーラム」開催事業。



5	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

税金

5月は固定資産税(第1期) 軽自動車税(全期)の納期です

固定資産税の第1期と軽自動車税全期の納期限は5月31日です。忘れずに納期内に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

~町税等各種収納金の納付は口座振替で~

<5月の収納窓口休日開設及び平日開設時間延長日>

休日開設日	開設時間延長日
28日(日)	15日(月) 31日(水)
午前9時~ 午後5時まで	午後5時15分~ 午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

たばこは、町内で買うと町の税収となります。

5月31日(水)は自動車税の納期です

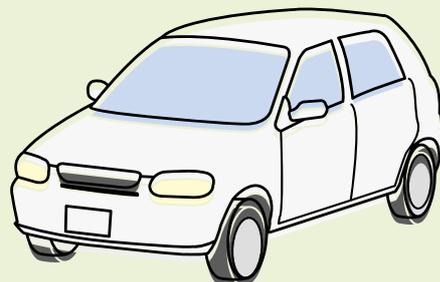
自動車税の納期限は5月31日(水)です。忘れずに納めましょう。

自動車税は、4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車の所有者に対して課税される道税です。

また、車検時に必要となる納税証明書は、車検証と一緒に大切に保管しましょう。

道税の納税に関するご相談は、根室支庁総務部税務課納税係

☎0153(24)5466(税務課納税係直通)まで。



町営住宅入居者募集

- 募集団地** あずまグリーン団地 (東十八条南四丁目)
  - ・四階建の3LDK(三階)
  - 平成二年建設
  - 家賃 二万円
  - 三万三千円
- 募集団地** (東九条南四丁目)
  - ・四階建の2LDK(一階)
  - 平成三年建設
  - 家賃 一万七千二百円
  - 二万八千四百円
- 募集団地** 旭第2団地 (東九条南四丁目)
  - ・平屋の2DK
  - 昭和四十八年建設
  - 家賃 八千円
- 募集団地** 東中団地 (東十八条北九丁目)
  - ・平屋の3DK
  - 昭和五十五年建設
  - 家賃 一万三千八百円
  - 二万二千八百円
- 募集団地** 泉団地 (西十二条北九丁目)

- ・平屋の3DK
  - 昭和四十九年建設
  - 家賃 九千四百円
  - 一万二千八百円
- 募集団地** 計根別団地 (計根別)
- ・平屋の2LDK
  - 平成九年建設
  - 家賃 一万五千五百円
  - 二万五千七百円
- 申込期限** 五月十五日(月)
- 受付場所** 管理課住宅係
- 選考方法** 町営住宅運営委員会の意見を聞いて入居申込者の住宅困窮度の高い方から、入居を決定します。

児童手当制度が改正されました

四月一日から児童手当の支給対象年齢が小学校六年生までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。

小学校五・六年生の児童の保護

者及び所得制限により支給されいかなかった方については、手続きが必要になります。(小学校四年生までの児童の保護者及び公務員の方については、手続きの必要はありません。)

申請が必要な方には事前に申請書を送付しておりますので、五月十日(水)までに手続きされますようお願いいたします。

詳しくは、子育て支援室子育て支援係まで。

算の範囲内で支援するものです。

**対象者** 都市計画マスタープランに沿った、営利を目的としない団体・町内会等

**対象事業** 都市計画マスタープランの地域別まちづくり構想の方針に基づくもの

居住者が身近な地域のまちづくりに自発的に関わるための事業

地域の特性を踏まえた都市づくりやまちづくりを進めるための事業など。

(代表的な例)

憩いの場づくり事業、花と緑・景観づくり事業、自然環境・ふれあい推進事業、コミュニティ・交流活動推進事業など。

内容等を事前に審査し決定します。

平成十三年度から都市計画マスタープランが実施され、種々のまちづくりの基本的な方針として活用されています。

地域まちづくり事業補助金は、都市計画マスタープランにおける地域別のまちづくり構想等の実現に向けて、地域自ら取り組む町民協働のまちづくり事業に対し、予

**補助率** 事業費の十分の六以内

**予算額** 補助金総額五十万円

**受付** 七月二十五日(火)まで

具体的な事業内容など詳しくは、建設課街づくり推進係まで。



くらしの広

愛犬の狂犬病予防注射のお知らせ

平成十八年度の犬の登録受付及び狂犬病予防注射の実施日は、五月二十一日(日)、五月二十八日(日)の二回となっております。  
実施場所、時間など詳しくは、生活課環境衛生係まで。

年金制度が変わりました

国民年金などの年金制度が次のとおり改正されました。  
**平成十八年度の年金額は〇・三%引き下げとなります**  
平成十七年度の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナスイ・三%であったため、平成十八年度の年金額は、前年度より〇・三%少ない額となります。

満額の老齢基礎年金の場合は、月額二〇〇円ほど引き下げとなります。  
平成十八年四月分から新しい年

金額となりますので、六月の定期支払(四月及び五月分)から年金額が変更となります。  
**ご存知ですか? 学生納付特例制度・若年者納付猶予制度**  
二十歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。  
また、二十歳未満の方であって、本人と配偶者の収入が一定以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

事業主の皆さんへ

退職金の準備は万全ですか?  
中退共は中小企業で働く従業員のための退職金制度を運営しています。国の制度なので掛金助成や税法上の優遇など、有利な特色がいくつかあります。  
安全・確実な中退共制度をぜひご利用ください。  
詳しくは、中退共本部 ☎ 03(3436)0151 まで。

町立病院からのお知らせ

町立病院では、**四月一日から敷地内を含め全面禁煙**となりましたので、来院する皆様のご協力をお願いいたします。

東京中標津線ご利用感謝記念ツアー

東京中標津線のご利用者が今年度百五十万人に到達する予定です。  
中標津空港利用促進期成会(役員内空港対策室)では百五十万人達成を早期に実現するため、中標津空港発着の伊豆方面と北陸方面の記念ツアーに協賛し、参加を呼びかけています。

日程

伊豆半島周遊と鎌倉・横浜中華街の旅 六月十三日(土)・十六日(予定)  
和倉温泉加賀屋に泊まる北陸旅 情四日間 六月二十日(土)・二十三日(予定)

募集人員 各四十名

(定員になり次第締め切り)  
ツアーの予約・お問合せは、根室中標津空港ビル(株)・日専連中標津・日東トラベル・ジェイアール中標津トラベルまで。

健康

保健センター主催の各種検診受診者、教室参加者を募集します。  
申込・問合せ先  
中標津町保健センター  
☎ 72-2733

乳がん検診のお知らせ(6月分)

実施日 6月26日(月)  
申込締切 5月19日(金)  
対象 40歳以上の女性  
内容 問診、マンモグラフィ撮影  
視診・触診  
マンモグラフィ撮影は、事前の撮影期間(6/1~23の平日午後)に個別に行います。  
料金 2,600円(70歳以上は1,300円)  
定員 30人  
時間 午後12時45分から  
実施場所 町立中標津病院

骨粗鬆症検診のお知らせ(6月分)

~若い時から骨作り!~  
実施期間 6月1日~30日の平日  
申込期間 5月8日~19日の平日  
対象 20歳以上の女性  
内容 問診、骨密度測定(手首)診察  
料金 1,300円(70歳以上は600円)  
定員 1日2人  
時間 午前11時から  
実施場所 町立中標津病院 整形外科外来

女性のダイエット教室のお知らせ

日程	内容
6/1(木) 10:00~12:00	講話 「基礎代謝を上げよう」運動
6/14(水) 10:00~12:00	講話 「ダイエットのための食生活」
6/30(金) 10:00~13:00	調理実習・試食 歯周病予防

会場 中標津町保健センター  
申込締切 5月26日(金)  
対象 18歳~64歳の女性  
参加料 無料  
持ち物 健康手帳(お持ちの方のみ)  
その他 初回は動きやすい服装

口腔衛生週間行事  
「歯の健康フェア~  
図画・ポスター展」

平成十八年度図画・ポスターコンクールで入選した町内小学生の作品約80点を展示しますので、ぜひご覧下さい。  
期間 6月2日(金)~6月7日(水)  
7日は午後4時まで  
場所 しるべっと 町民ホール  
主催 中標津町、中標津町教育委員会  
釧路歯科医師会

6月30日まで林野火災予防強調期間です

5月~6月は林野火災発生の危険性がきわめて高い期間です。  
入林される方は森林所有者の許可を得て入林することは勿論ですが、タバコ、マッチなど火の取り扱いには十分注意願います。  
また、期間中の火入れは極力避けて頂きますようお願いいたします。



# 標津岳・武佐岳山開きのお知らせ

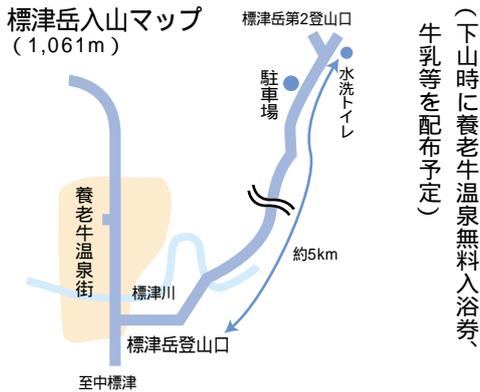
日ごろの運動不足を解消し、大自然の雄大なパノラマを満喫しませんか？登山の後は、温泉に入って心も体もリフレッシュしましょう。

## 第43回 標津岳山開き 6月4日(日)



標津岳入山マップ  
(1,061m)

山頂まで約六km  
所要時間/約三時間



(下山時に養老牛温泉無料入浴券、牛乳等を配布予定)

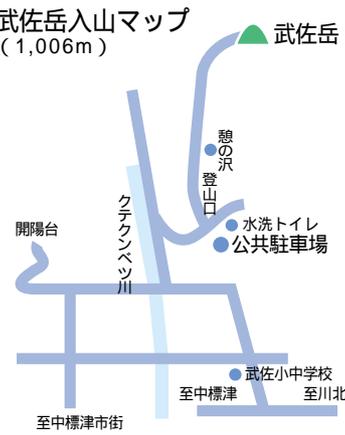
両日とも、雨天決行します。お問い合わせは、経済振興課観光振興係まで。

## 第51回 武佐岳山開き 6月11日(日)



武佐岳入山マップ  
(1,006m)

山頂まで約五・六km  
所要時間/約二時間三十分



(下山時に町内各温泉無料入浴券、中標津牛乳等を配布予定)

この広報紙は資源保護のため再生紙を使用しています。



改修された介護士室と浴室



### 特別養護老人ホーム りんどう園の 改修工事が終了しました

開設から十八年が経過し、各所に経年劣化による破損、亀裂等が見られ、特に浴室並びに介護士室については傷みがひどく、また、兼ねてより使いづらいつの声もあることから、このたび改修工事を行いました。

工事を行うにあたり、当初は自己財源による改修工事を考えていましたが、一部をJRA(財団法人中央競馬馬主社会福祉財団)に助成を申請し、助成金が受けられることとなり、今年の一月より着工し、三月二十七日に完了しました。

これまでより、入居者のみなさんの生活に配慮された明るい作りとなり利用を楽しんでいます。

平成18年  
**5**  
VOL.521

# 中標津

なかしべつ

## ひとのうま

( ) 内は前月比

誕生	29人	死亡	15人
転入	205人	転出	469人

3月31日現在住民登録人口

町の人口	23,865 (- 250)
男	11,680 (- 152)
女	12,185 (- 98)
世帯数	10,045 (- 115)



広報中標津は、環境保護のために古紙配合率100%再生紙および100%植物油型インキ「ナチュラル100」を使用しています。